

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和7年9月 18 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2500032 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2500008 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：平成 4 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 30 年 7 月 21 日から同年 8 月 13 日まで

平成 30 年 6 月 25 日に派遣社員として配属された倉庫内で作業を行ったが、熱中症の疑いで病院を受診し、翌日から同年 7 月 14 日まで労災により療養のため休業した。退職日については、同年 7 月 20 日付けで派遣契約書にサインを求められ、自己都合による退職として処理されたが、自分としては退職届を提出した同年 9 月 25 日が正しい。解雇であれば、労働基準法で休業期間とその後 30 日間は解雇してはならないと規定されており、同年 8 月 13 日までは解雇できない期間であるはずなので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正請求については、厚生年金保険記録訂正請求認定基準・要領（以下「認定基準」という。）第 3 章第 1 の基準に基づき判断することとなり、認定基準によると、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めるためには、訂正対象となる事業所において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたことが前提とされている。

日本年金機構が保管する A 社から提出された請求者に係る雇用契約書によると、請求者は、派遣先事業所を「B 社」として平成 30 年 6 月 25 日から同年 12 月 31 日までの期間を定めて A 社に雇用されたことが確認できる。また、同社から提出された「2018 年 6 月度勤務実績表」によると、6 月の出勤日数は 25 日と 29 日（10 時～12 時）の 2 日間であることが認められる。

また、請求者が提出した労働者災害補償保険の休業補償給付支給請求書等によると、請求者は、平成 30 年 6 月 26 日から同年 7 月 14 日までの期間において、業務上の事由による傷病のため、休業していることが確認できる。

一方、日本年金機構が保管するA社から提出された請求者に係る「平成30年分賃金台帳」によると、備考欄には「平成30年7月20日退職」と記載されており、これは、請求者の同社に係る雇用保険の被保険者記録において、取得年月日は平成30年6月25日、離職年月日は同年7月20日とされていることと一致しており、日本年金機構が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届や社会保険オンラインシステムにおける厚生年金保険の被保険者記録とも符合している。

加えて、A社の回答によると、当時の資料を保管しておらず、当時のやりとりの記録もないため、詳細は不明であるが、請求者の場合、派遣先事業所への配属2日目から体調不良で欠勤が続き、復帰見込み不明により、派遣先との派遣契約に基づき代替人材で対応し、他の派遣先（C社）への異動調整をしたと推測される旨を回答しているところ、上記賃金台帳には、入社年月日欄に「平成30年7月31日」とあるものの、「7/31からC社へ入社予定だったが、当日出勤せず、出勤簿無し」と記載されたメモ書きが確認でき、また、請求者もA社の派遣社員として勤務したのは2日間だけである旨を陳述している。

なお、請求者は、7月20日にA社のDセンターへ行き、書類にサインした旨を陳述しているが、この点に関して、同社は変更前の契約に係る派遣終了証明書と変更後の契約に係る雇用契約書へのサインを求めたと考えられる旨を回答している。

これらのことからすると、請求者は、請求期間について、勤務実態はなく、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたとは認められない。

他方、上記賃金台帳によると、平成30年6月分給与は、支給年月日が「30.7.15」、支給合計が「19,404」、同年7月分給与は、支給年月日が「30.8.15」、支給合計が「支給なし」とされ、厚生年金保険に係る控除額は、いずれの月も記載がなく、厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。この点に関して、請求者は、給与と相殺して、保険料の不足分を請求されたので支払った旨を主張している。

しかしながら、金融機関の預金取引明細表によると、平成30年12月17日に、請求者が、A社の口座に2万5,605円を振り込んだことが確認できるところ、当該金額は、請求者の同社に係る同年6月の標準報酬月額（18万円）から算出した1か月分の健康保険料及び厚生年金保険料の合計額と一致していることから、請求者が支払ったとする当該不足分は、同年6月分の保険料として支払われたものであると推認され、請求期間（平成30年7月分）の保険料が支払われたものと認めることはできない。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

なお、国民年金の記録によると、請求者は、請求期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

以上のことから、総合的に判断すると、請求期間において請求者が厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたこと、事業主が請求期間に対応した厚生年金保険

の被保険者資格に係る届出を保険料徴収権が時効により消滅する前に行ったこと、及び事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除したことを認めることはできない。

なお、請求者は、解雇であれば、労働基準法で休業期間とその後 30 日間は解雇してはならないと規定されている旨主張しているが、当厚生局は、前述のとおり、認定基準に基づき年金記録の訂正の可否を判断する行政機関であり、解雇が無効であるか否かを判断する機関ではない。